

議案第106号

財産の取得について議決を求める件

財産の取得について、鹿児島県財産に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議決を求める。

令和4年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

次のとおり財産を取得する。

1 財産の種類及び数量 タブレットパソコン 1,577台

2 取得金額 145,194,390円

3 取得の相手方 鹿児島市金生町4番10号

富士電機ITソリューション株式会社鹿児島支店

(提案理由)

県立高校における指導者用コンピュータとして取得しようとするものである。